

茨城県中小物流事業者 業務効率化支援事業

物価高騰やトラックドライバーの拘束時間の上限規制により影響を受けている貨物運送事業者等に対し、各種導入経費の一部を補助します！



詳細な要件や必要書類等がありますので、必ず本チラシの内容や県ホームページをご確認ください。ご不明な点は下部記載の相談窓口までお問い合わせください。

【交付対象経費】

- **DXにより業務効率化を図るシステム等**の初期導入経費
(例) デジタルタコメーター、IT点呼システム、配車計画システム等
- **手荷役作業の軽減に資する機器**の導入経費
(例) テールゲートリフター、フォークリフト等

【交付額】 上限 200 万円 ※補助率最大 1/2

【交付要件】 以下の要件を全て満たす者

- **交付申請時点において県内に事業所を有する次のいずれかに当てはまる者**
 - (1) **茨城県内で貨物自動車運送事業を行うために必要な事業許可を受けた、又は届出を行った中小貨物運送事業者**
 - (2) **茨城県内で倉庫事業を行うために必要な事業許可を受けた、又は届出を行った中小倉庫事業者**
 - (3) 上記(1)または(2)を組合員とする**事業協同組合及び事業協同小組合**
- **交付申請時点においてパートナーシップ構築宣言の登録を行っている者** ◆ パートナーシップ構築宣言の内容・登録はこちら ⇒



【申請期間】 令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水)

※応募者多数の場合は審査により交付者を決定します。

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話: **029-301-3550** ※通話料がかかります。

(受付時間: 平日8時30分～17時15分)

E-mail: shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp



【交付の流れ】

①書類提出

複数事業所を有する場合、
1回で申請してください。

②書類審査

審査の過程で担当者より
ご連絡することがあります。

③交付決定

交付決定通知を申請書記載の
住所へ送付します。

④補助金交付

事業完了後の実績報告をもって
確定した額を交付します。

【申請方法】 次のいずれかの方法でご申請ください。

- (1) 必要書類を添付し、茨城県産業戦略部中小企業課へメールを送信
- (2) レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、必要書類を茨城県産業戦略部中小企業課へ郵送

【申請書類】 ※このほか、審査状況により追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 中小貨物運送事業者・中小倉庫事業者・事業協同組合・事業協同小組合であることが確認できる書類
- (4) 「パートナーシップ構築宣言」の写し
- (5) 対象経費が確認できる見積書



◆ 申請様式のダウンロードはこちら ↑

【書類 記入上の注意】

○ 事業計画書（様式第2号）

総務省が定める
「日本標準産業
分類」の中分類を
ご記入ください。

(例)

コード:44

名称:道路貨物運送業



↑「日本標準産業分類」

はこちら

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者の概要等

(1) 事業者（実施主体）の概要

商号又は名称			
商号又は名称（カナ）			
代表者役職及び氏名	役職		氏名
郵便番号			
本社所在地			
電話番号		FAX番号	
Web ページアドレス			
担当者の役職及び氏名	役職		氏名
担当者メールアドレス			
資本金・出資金		円	
従業員数		人	
創業・創立日（西暦）	年	月	日
主たる業種	コード		名称
	（日本標準産業分類 中分類）		

- 事業計画に関する照会等を行う場合があります。期限に余裕をもった申請にご協力ください。
- 複数の事業者から同一もしくは類似の内容の申請があった場合、採択しない場合があります。
- 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、複数年にわたってアンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合があります。
- 優良事例の周知・拡大にご協力をお願いいたします。